

(案)

資料 2

令和 7 年 3 月 日

名古屋市長 広沢 一郎 様

名古屋市公立大学法人評価委員会
委員長 木村 彰吾

意 見 書

公立大学法人名古屋市立大学に係る第四期中期計画の変更については、令和 7 年 3 月 5 日付 6 企画第 4 号により認可の申請があった「公立大学法人名古屋市立大学第四期中期計画の変更に関する申請」のとおり、変更することが適当であると認め、地方独立行政法人法第 11 条第 2 項第 1 号に基づき、意見を申し述べます。

参照条文

○地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）抜すい

第二節 地方独立行政法人評価委員会

第十一条 （略）

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

（中期目標等の特例）

第七十八条 （略）

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可（中期計画の作成又は変更）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。